

令和7年度
光市危険空き家除却促進
事業補助金交付制度

一定の条件に該当する場合は、
除却（解体）費用の一部を補助します。

最大 **50** 万円を補助



光市 環境市民部 生活安全課
市民相談係

《制度概要》

1 目的・趣旨

光市では、老朽化などにより周辺的生活環境へ悪影響を及ぼしている管理不適切な空き家の早期除却（解体）を促進することにより、市民の安全・安心な暮らしを守ることを目的として、危険空き家の所有者等※が行う除却費用の一部を補助する制度です。

※所有者等は、危険空き家の所有者または、相続人若しくは、危険空き家の存在する土地の所有者または相続人で当該危険空き家の所有者またはその相続人から除却についての同意を得た人など。

2 対象となる空き家

対象となる空き家とは、次の要件すべてに該当する空き家です。

- 老朽化による倒壊等の危険性があり、放置することで周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、または、及ぼすおそれのある状態であること。
※要綱に定める不良度判定調査基準表に掲げる項目ごとに合計した評点が100点以上であり、かつ周辺への影響度の判定基準表に掲げる項目のいずれかに該当すること。
- 人の居住の用に供する一戸建てまたは長屋建ての建築物であること。
- おおむね年間を通して居住その他の使用がないこと。
- 併用住宅の場合は、延べ面積の2分の1以上が居住用に供されていたこと。
- 木造または軽量鉄骨造であり、個人が所有するものであること。
- 所有権以外の権利の目的となっていない建築物であること（ただし、所有権以外の権利の目的となっている場合であっても、当該権利の権利者が当該建築物の除却について同意しているときは、この限りでない。）
- 空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告に係る措置を命じられていないこと。
- 公共事業等の補償の対象となっていないものであること。

3 補助金の申請ができる人（補助対象者等）

補助金を受けることができる補助対象者等は、危険空き家の所有者等のうち除却を行おうとする人で、次の各号のいずれにも該当する人が、補助対象者等になります。

- 本市の固定資産税その他の市税等を滞納していない人。

- 暴力団員等または暴力団員等と密接な関係を有しない人。
- 補助金を受けて、危険空き家を除却することについて、不利益を受けることになる全ての人から同意を得ている人。
- 危険空き家を除却した後の敷地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適切に管理することができる人。
- この要綱による補助金の交付を受けたことがない人 など。

4 対象となる工事（補助対象事業）

補助の対象となる事業は、補助対象者等が解体工事業者※に依頼して危険空き家を除却する工事を対象とし、次の各号に該当することが必要です。

- 同一敷地内に存する危険空き家以外の建築物、工作物、立木等をすべて除却し更地にする事。
- 補助金の交付決定後に着手するなどが条件になります。

※解体工事業者は、市内に本社、営業所、事務所等を有する法人または市内に住所を有する個人事業者で、建設業法別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者または、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む事業者。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費※に3分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限とします（千円未満の端数があるときは切り捨て）

※補助対象経費は、補助対象事業に要する費用（消費税及び地方消費税、草木の伐採、門、塀等外構部分の除却費用、家財道具、車両等の処分に係るもの及び浄化槽等の地下埋設物の除却に係るもの等を除く）または、国の標準建設費の額に延べ面積を乗じた額のいずれか少ない額に10分の8を乗じて得た額。

6 申請期間

日時：令和7年5月1日（木）から令和7年10月31日（金）

午前8時30分から午後5時15分（閉庁日を除く）

※期間内であっても、予算額（3件程度）に達し次第申請受付を終了します。

（注）空き家を除却することで、その敷地（家屋が建っていた土地）に住宅用地特例が適用されている場合は固定資産税（都市計画税）が高くなります。

《補助金申請の流れ》

1 事前相談

補助金の対象となる危険空き家の該当基準や、補助対象者等の要件などをご説明しますので、まずは、事前調査の申請前にご相談ください。

※電話でのご相談もお受けします。



2 事前調査の申請

補助金の交付を受けようとする所有者等は、危険空き家に該当するか否かの確認を行うため、「補助金交付事前調査申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、次の関係書類を添えて生活安全課市民相談係に提出（メール、郵送可）してください。

- 申請者の身分を証する書類の写し（運転免許証等）
- 申請する建築物の位置図及び外観写真（2面以上）



3 現地調査／結果通知

市職員が申請のあった空き家を外観目視により現地調査を行い、該当の有無を判定します。なお、調査結果は、「補助金交付事前調査結果通知書（様式第2号）」により通知します。



4 交付申請

危険空き家に該当する通知があった場合は、「補助金交付申請書（様式第3号）」に必要事項を記入し、次の関係書類を添えて生活安全課市民相談係に提出（メール、郵送等は不可）してください。

- 空き家の所有者が死亡している場合は、相続人等であることが分かる書類の写し（固定資産税課税明細書、戸籍謄本等）
- 空き家及びその存在する土地が記載された登記全部事項証明書（未登記家屋の場合は、固定資産税課税明細書）
- 工事の見積書の写し（内訳明細の付いたものに限る。）

- 解体工事業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可書の写し
または、解体工事業の登録がされていることを証明できる書類
- 市税の完納証明書（申請前1箇月以内に発行のもの）
- 委任状（手続における書類の申請、訂正及び受領に関する一切の権限を代行者に委任する場合）

※上記以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

※決定通知書が届くまで、申請日からおおむね14日かかります。



5 書類審査/交付決定

申請内容を審査し、該当する場合は「補助金交付決定通知書（様式第4号）」、該当しない場合は「補助金不交付決定通知書（様式第5号）」をそれぞれ通知します。

※交付決定後に、補助対象事業の内容の変更や取下げをするときは、ご相談ください。



6 解体業者契約/工事着手

補助金交付決定通知書が届いたら、除却（解体）工事を、解体業者と契約し、着手してください。

※市は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、または市長の指示に従わなかったときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消します。



7 完了報告

補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日または、交付決定の日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに「完了報告書（様式第10号）」に必要事項を記入し、次の書類を添えて提出してください。

- 補助対象事業に係る工事請負契約書または請書の写し
- 補助対象事業に係る解体業者の発行する請負代金請求書（内訳の記載されたものに限る。）の写しまたは領収書（施工業者が記名及び押印したものに限る。）の写し
- 補助対象事業の工事中及び完了時が確認できる写真
- 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書（マニフェスト伝票E票）等の

写し（提出期限までに間に合わない場合は、マニフェスト伝票A～Dのいずれかのコピーを提出してください。なお、すべてのマニフェスト伝票Eの提出が無いと、補助金のお支払いはできませんのでご注意ください）

●その他市長が必要と認める書類

※市は事業の実施に関して、必要に応じて現地を調査し、または補助金交付決定者に対して報告を求め、若しくは必要な措置を講じるよう指導することができます。



8 補助金の確定

補助対象事業が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、「補助金交付確定通知書（様式第11号）」を通知します。



9 補助金の請求

補助金交付確定通知書を受けたときは、速やかに「補助金請求書（様式第12号）」を提出してください。



10 補助金の受取

補助金の請求が提出されてから、おおむね1ヶ月以内に補助金を指定された口座に振り込みます。

《その他》

1 光市危険空き家除却促進事業補助金交付要綱等

- 光市危険空き家除却促進事業補助金交付要綱
- 令和7年度光市危険空き家除却促進事業補助金交付制度
- 令和7年度光市危険空き家除却促進事業補助金交付制度（概要版）
- 光市危険空き家除却促進事業該当要件チェックリスト
- 光市危険空き家除却促進事業添付書類チェックリスト

※上記はホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/3/seikatsu/kurashi/2/2743.html>

《光市危険空き家除却補助事業補助金交付制度》

Q & A

< 1 補助対象となる空き家について >

Q 1 どのような危険空き家が補助の対象となりますか？

A 人の居住の用に供する一戸建てまたは長屋建ての建築物であって、おおむね年間を通して居住その他の使用がないこと。また、倒壊等の危険性があり、放置することで周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、または及ぼすおそれのある状態である空き家が対象になります。

なお、危険空き家の判定は、不良度判定調査基準表に掲げる項目ごとに合計した評点が100点以上であり、かつ周辺への影響度の判定基準表に掲げる項目について市職員が判断します。

Q 2 所有している空き家が、「危険空き家」に該当するかわからない場合は、調査はしてもらえますか？

A 空き家の状態がわかる写真や申請者の身分を証する書類の写し（運転免許証等）を持参し、事前調査申請をしていただければ市職員が現地調査を行い判定します。

< 2 補助対象者（申請者・補助事業者）について >

Q 1 所有者が死亡し、相続人が決定していない空き家の除却も補助の対象となりますか？

A 相続人であれば申請ができます。ただし、申請者以外に空き家の権利を有する人がいる場合には、所有者と申請者の相続関係が分かる戸籍謄本と相続関係人全員の同意が必要となります。

なお、申請者は1人に限りますので、代表者を決めてください。

Q 2 所有者が遠方に住んでいるなどの理由で、所有者から委任を受けた者が補助金申請の手続きはできますか？

A 申請ができる人は、所有者もしくはその相続人となりますが、申請者から委任を受けた人が代理人として申請の手続きを行うことはできます。その場合、申請者からの委任状（様式第15号）の提出が必要となります。

Q 3 所有者が複数の危険空き家を所有している場合は、複数の交付申請ができますか？

A 複数の交付申請はできません。同一申請者での申請は1回に限ります。

< 3 交付の対象となる工事について >

Q 1 既に除却工事が終わっている。または、除却の工事中の場合は、補助の対象となりますか？

A 対象となりません。工事に着手する前に交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

Q 2 空き家の一部を除却する工事でも、補助の対象となりますか？

A 空き家の一部の除却では、補助の対象となりません。

Q 3 「空き家の所在する敷地を更地にする」とは、どこまで敷地を更地にすればよいですか

A 土地が分筆されていても、空き家の所在する土地と一体的に利用している土地については 同一の敷地として考え、同一敷地上にある工作物等については、原則、除却していただく必要があります。詳しくは担当課にご相談ください。

Q 4 同じ敷地内に空き家を含めて、複数の建物が有ります。建物毎に補助対象になりますか？

A この補助金は、一体的に利用している同一敷地内にある危険空き家が複数あっても、建物毎に補助の対象となることはありません。

Q 5 空き家の除却と合わせて行う門、塀等の外構部分の除却費用、浄化槽や樹木の伐採などは補助の対象となりますか？

A 補助の対象となりませんが、それらを含めて除却し更地にする必要があります。

Q 6 空き家除却後の整地も補助の対象となりますか？

A 跡地を適正に管理するための除却工事に伴う必要最小限な範囲での整地は対象となります。ただし、アスファルトやコンクリートなどによる舗装工事は対象となりません。

Q 7 自分で行う除却（解体）は、補助の対象となりますか？

A 申請者と解体業者との間で危険空き家の除却の請負契約が交わされ、工事代金の支払いが行われるものが補助の対象になります。

< 4 除却工事業者について >

Q 1 除却工事業者は、市が指定する業者でなくて良いですか？

A 市が指定する業者はありませんが、市内の解体工事業者で、建設業法の許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）を受けた者または建設リサイクル法に基づく県知事の登録を受けた者に限ります。

Q 2 どの業者に頼んだらよいかわかりません。業者を教えてください？

A 市は、特定の業者をご紹介することはできません。

Q 3 業者を選ぶ際に、何か注意することはありますか？

A 工事費が適正であるか確認をするため、なるべく複数の許可業者から見積もりを取ることをおすすめします。

< 5 申請について >

Q 1 申請はどうすればいいですか？

A まずは、お問合せ（電話可）いただくことで、補助金の対象となる危険空き家の該当基準や、補助対象者等の要件などを説明します。ご気軽にお問合せください。なお、申請書は市役所1階の生活安全課に用意しておりますが、市のホームページからも様式等をダウンロードできます。

Q 2 郵送でも申請書を受け付けますか？

A 事前調査の申請は、メール、郵送も可能ですが、交付申請等の申請は原則、窓口を持参していただくこととなります。なお、申請者から委任を受けた人が代理人として窓口で手続きすることができます。

Q 3 工事の途中で内容や金額に変更があった場合は、どうしたらよいですか？

A 速やかに市の担当者へ相談してください。その後の手続きとして、工事内容の変更申請をしていただくこととなります。

Q 4 いつまでに完了報告書を提出しなければならないですか？

A 完了報告書は、工事完了日から30日以内、または、申請した年度の2月末日のいずれか早い日が提出期限となります

< 6 その他 >

Q 1 補助金は工事前に頂けるのですか？

A 工事前には交付しません。工事完了後に完了報告書を提出していただき、補助金額を確定し、交付請求をしていただいた後に、申請者名義の口座に振り込みます。

Q 2 補助金の対象に危険空き家は、申請期間内なら、いつでも補助を受けられますか？

A 予算の範囲内（3件程度）となりますことから、予算額に達した時点で申請はできなくなります。

Q 3 除却後に売買とかの制限はありますか？

A 売買等の制限はありませんが、除却後の敷地について周辺に悪影響を及ぼさないよう管理することが必要です。

【問合せ・申請先】

光市 環境市民部 生活安全課 市民相談係

住 所：〒743-8501 光市中央六丁目1番1号

電話番号：0833-72-1452

メールアドレス：seikatsuanzen@city.hikari.lg.jp